

容器包装リサイクル法の実施状況について

1. 分別収集及び再商品化の状況	1
品目別の再商品化量推移及び実施市町村数推移(グラフ)	2
2. 再商品化に係る特定事業者の費用負担等(指定法人ルート)	8
3. 指定法人ルートの再商品化事業者の動向	10
4. ガラスびんのリサイクル状況	11
5. ペットボトルのリサイクル状況	14
6. プラスチック製容器包装再商品化製品の用途別利用状況(指定法人ルート)	16
7. 紙製容器包装再商品化製品の用途別利用状況(指定法人ルート)	17
別添: 容器包装リサイクル法の評価・検討に関する審議状況	18

1. 分別収集及び再商品化の状況(総括表)

市町村等が分別収集計画に基づき分別収集した総量は2,657,803トンであり、対前年度比は1.01倍となった。分別収集量及び再商品化量については、ペットボトルとプラスチック製容器包装で伸びが大きく、他の品目についてはほぼ横ばいの傾向となった。また、特にプラスチック製容器包装については指定法人引き取り実績も過去からの大幅増の傾向は変わっていない。

		市町村の分別収集・再商品化の実績			指定法人の引取り及び再商品化実績		
		分別収集 市町村数	分別収集量 t	再商品化量 ^() t	引取 市町村数	市町村からの 引 取 量 t	再商品化製品 販売量 t
ガラスびん(無色)	H 9	1,610	292,775	275,119	525	52,452	44,905
	H 10	1,862	322,284	303,240	642	60,167	57,425
	H 11	1,991	326,110	307,237	751	66,063	63,838
	H 12	2,618	352,386	334,549	1,091	79,836	73,804
	H 13	2,725	355,157	339,443	1,365	97,100	90,333
	H 14	2,795	348,698	337,888	1,433	102,788	94,341
	H 15	2,911	356,977	345,208	1,580	109,086	104,672
	H 16	2,815	346,971	334,659	1,555	109,932	101,566
ガラスびん(茶色)	H 9	1,610	243,916	228,170	556	61,130	46,374
	H 10	1,866	274,374	256,227	708	75,621	70,157
	H 11	1,992	290,127	272,559	811	87,698	88,532
	H 12	2,631	312,539	294,959	1,201	111,199	103,701
	H 13	2,737	311,993	298,785	1,470	129,892	121,696
	H 14	2,807	304,172	293,240	1,504	130,311	123,439
	H 15	2,922	309,857	297,510	1,631	130,274	119,042
	H 16	2,826	301,262	291,868	1,605	129,539	121,707
ガラスびん (その他色)	H 9	1,535	107,533	95,190	633	34,781	26,531
	H 10	1,784	136,953	123,227	836	52,483	53,564
	H 11	1,915	149,332	134,084	886	65,607	58,936
	H 12	2,566	164,551	150,139	1,341	89,843	87,183
	H 13	2,706	162,481	152,965	1,585	98,352	92,735
	H 14	2,740	163,903	156,856	1,669	105,940	100,037
	H 15	2,872	165,011	157,217	1,811	101,285	94,051
	H 16	2,788	166,076	157,145	1,800	104,975	97,205
ペットボトル	H 9	631	21,361	19,330	443	14,014	8,398
	H 10	1,011	47,620	45,192	764	35,664	23,909
	H 11	1,214	75,811	70,783	981	55,675	39,605
	H 12	2,340	124,873	117,877	1,707	96,652	68,575
	H 13	2,617	161,651	155,837	2,042	131,027	94,912
	H 14	2,747	188,194	183,427	2,186	153,860	112,485
	H 15	2,891	211,753	204,993	2,348	173,875	124,298
	H 16	2,796	238,469	231,377	2,315	191,726	147,698
プラスチック製 容器包装	H 12	881	100,810	77,568	435	67,080	43,830
	H 13	1,121	197,273	180,306	673	168,681	118,470
	H 14	1,306	282,561	268,640	815	259,669	180,162
	H 15	1,685	401,697	384,865	1,222	368,005	256,150
	H 16	1,757	471,488	455,487	1,317	446,912	309,537
紙製容器包装	H 12	343	34,537	26,310	83	11,243	10,230
	H 13	404	49,723	44,675	131	21,685	20,793
	H 14	525	57,977	54,145	143	24,687	24,358
	H 15	748	76,878	69,508	243	30,652	29,881
	H 16	772	69,197	59,668	250	28,111	27,163

出所：環境省、(財)日本容器包装リサイクル協会

()再商品化計画に基づき、再商品化を行う事業者に市町村が引き渡した量

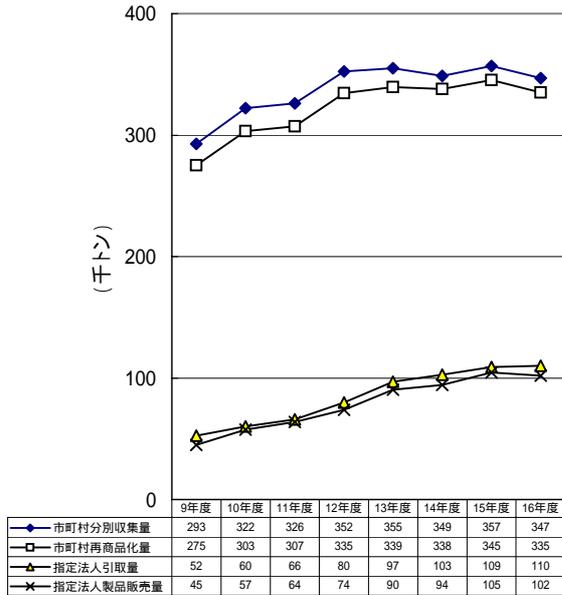
品目別の再商品化量推移及び実施市町村数推移(グラフ)

1. ガラスびん(無色)

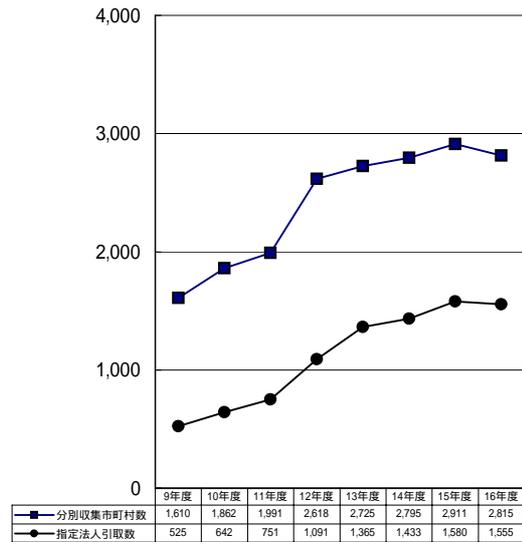
制度開始当初から、随意契約による市町村独自再商品化量(市町村再商品化量と指定法人引取量の差)が再商品化量の大宗を占めている。

平成9年度に19%であった指定法人引取量の割合(=指定法人が市町村から引き取った量÷市町村の再商品化量)は、平成14年度に30%まで上昇。その後も増加傾向にあり、平成16年度には33%に達している。

[再商品化量推移]



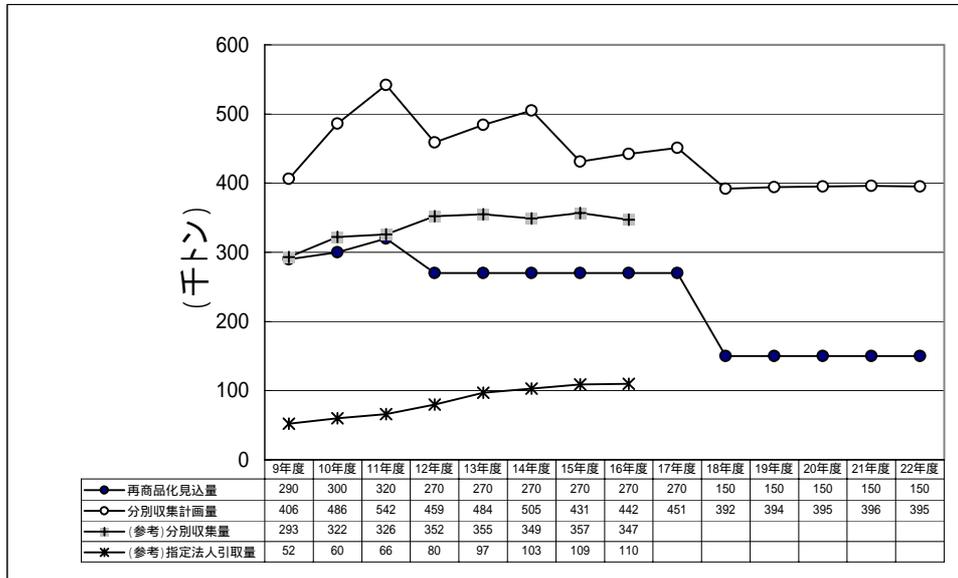
[実施市町村数推移]



再商品化量推移グラフの見方のポイント

- - と - - の差: 市町村が分別収集した容器包装廃棄物のうち、再商品化以外の独自処分量
- - と - - の差: 随意契約等による市町村独自再商品化(再商品化事業者引渡)量
- - と - x - の差: 指定法人ルートでの再生処理において発生する残渣量(x / が指定法人ルートの収率)

(参考)再商品化見込量、分別収集量の推移



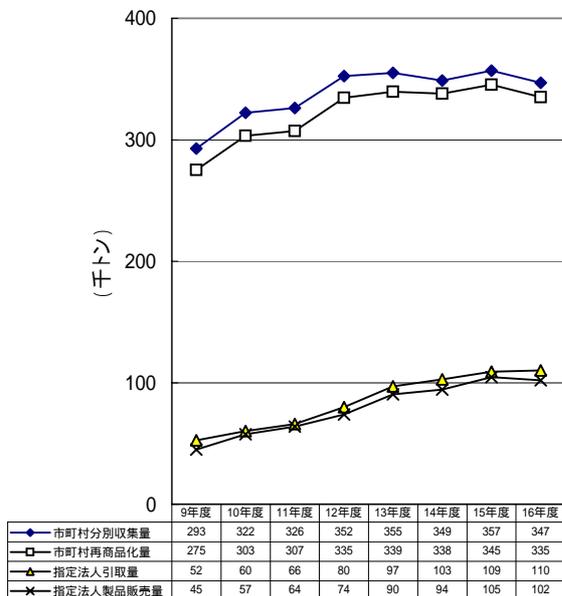
* 18年度以降の再商品化見込量、分別収集計画量は告示予定の数値

2. ガラスびん(茶色)

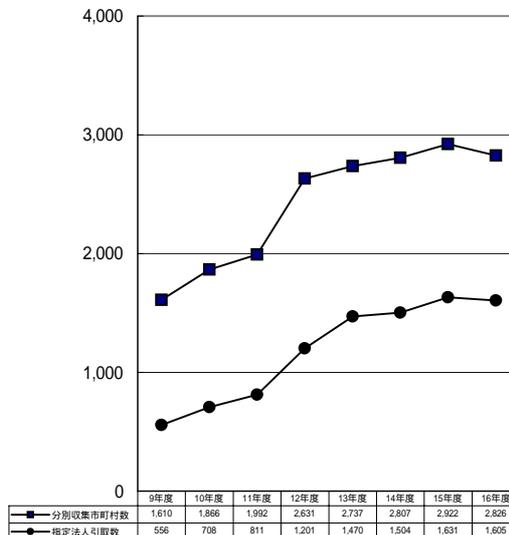
ガラスびん(無色)と同様の傾向を示しているが、無色よりも指定法人ルートの引取量の割合が大きい(平成9年度:27% 平成16年度:44%)。

分別収集を行っている市町村数が無色、その他色に比べてわずかに多い。

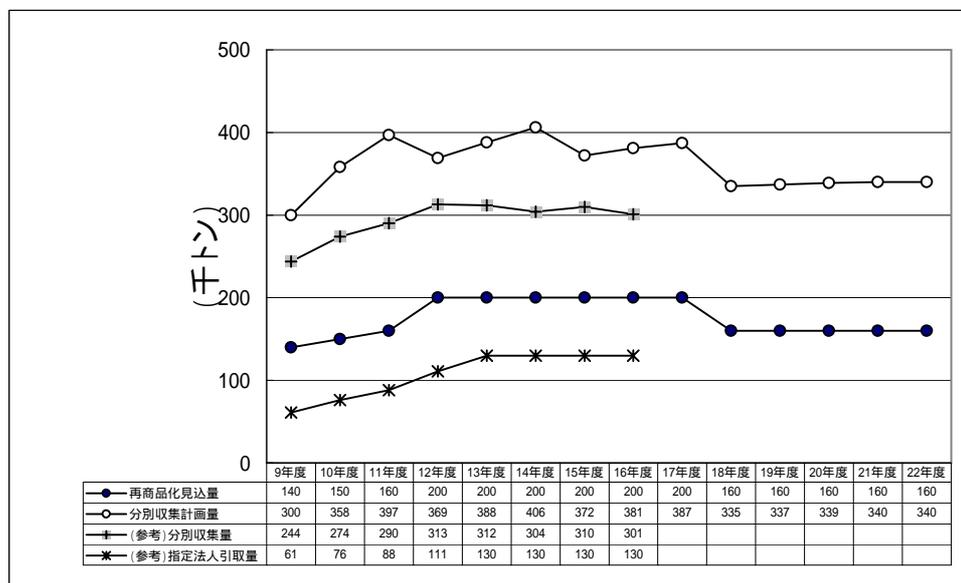
【再商品化量推移】



【実施市町村数推移】



(参考)再商品化見込量、分別収集量の推移



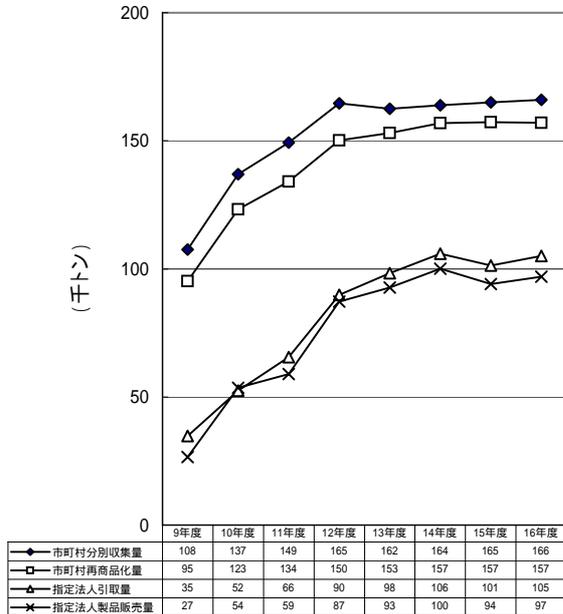
* 18年度以降の再商品化見込量、分別収集計画量は告示予定の数値

3. ガラスびん(その他色)

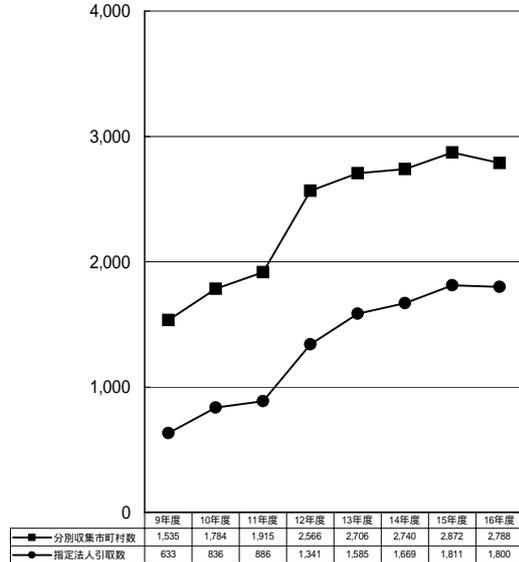
傾向としては、無色、茶色とほぼ同様であるが、指定法人ルートによる引取量の割合が最も大きい(平成9年度:39% 平成16年度:67%)。

3色中、指定法人ルートを活用して再商品化を行う市町村数が最も多い。

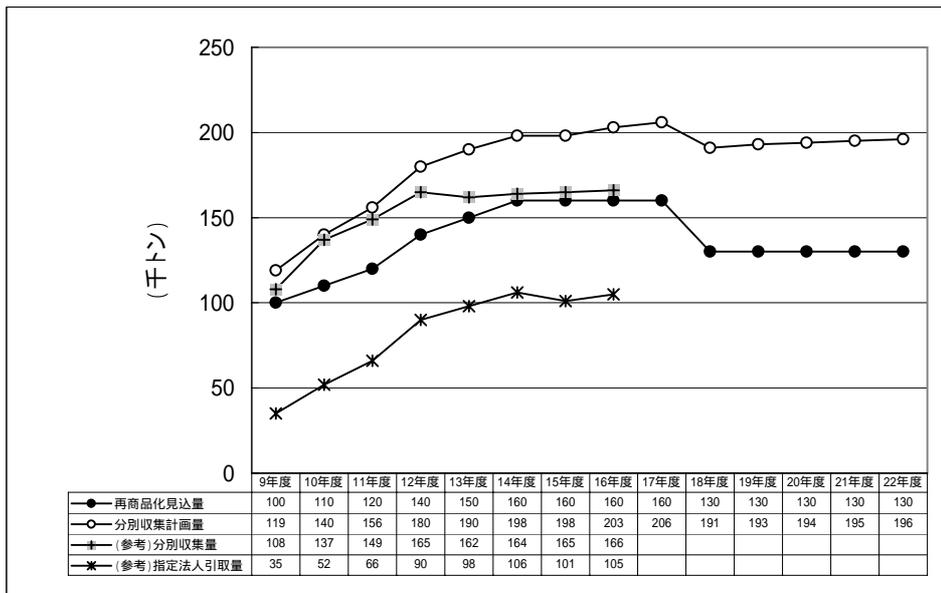
〔再商品化量推移〕



〔実施市町村数推移〕



(参考)再商品化見込量、分別収集量の推移



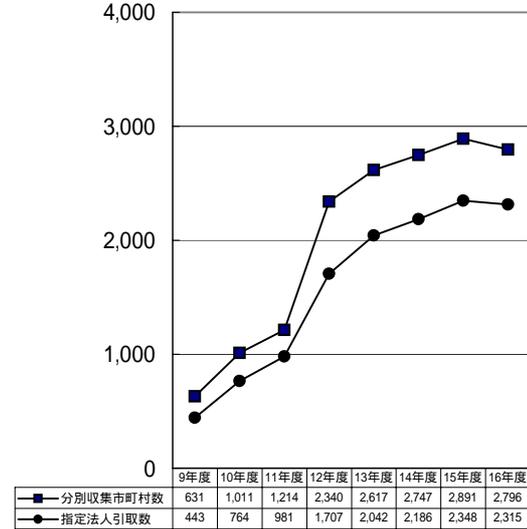
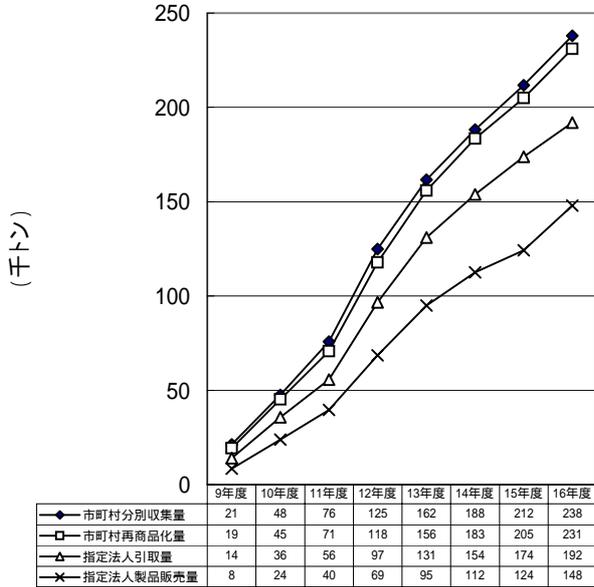
* 18年度以降の再商品化見込量、分別収集計画量は告示予定の数値

4. ペットボトル

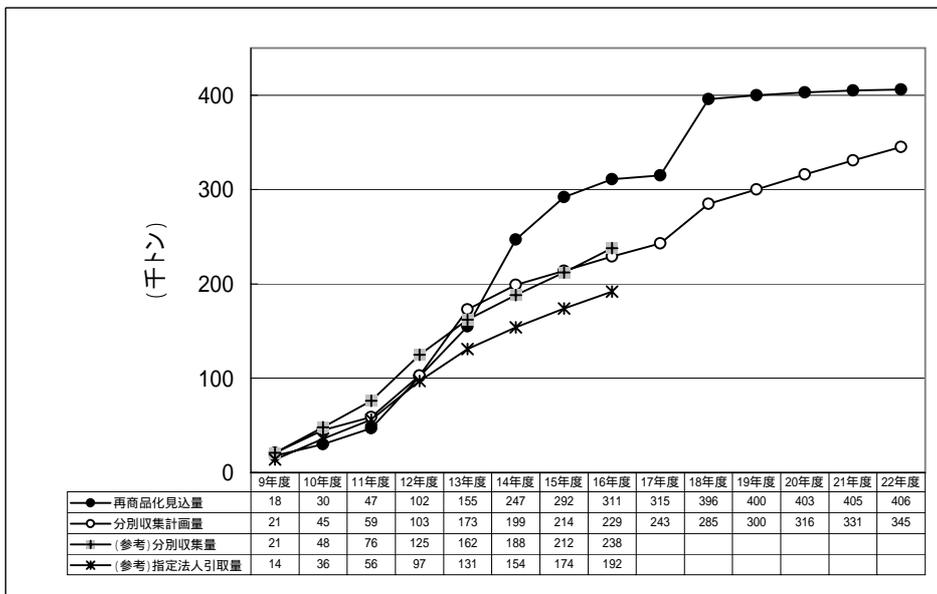
平成9年度の施行後、再商品化量、実施市町村数とも急激に増加しているが、独自処理が行われる量も増加傾向にある。平成9年度に73%であった指定法人ルートでの引取量の割合は平成16年度には83%になった。収率(製品販売量/引取量)は同時期の比較で60% 77%の1.3倍になり特定4品目の中では最も大きな伸びを示しており、再商品化効率が図られてきたと言える。

〔再商品化量推移〕

〔実施市町村数推移〕



(参考)再商品化見込量、分別収集量の推移

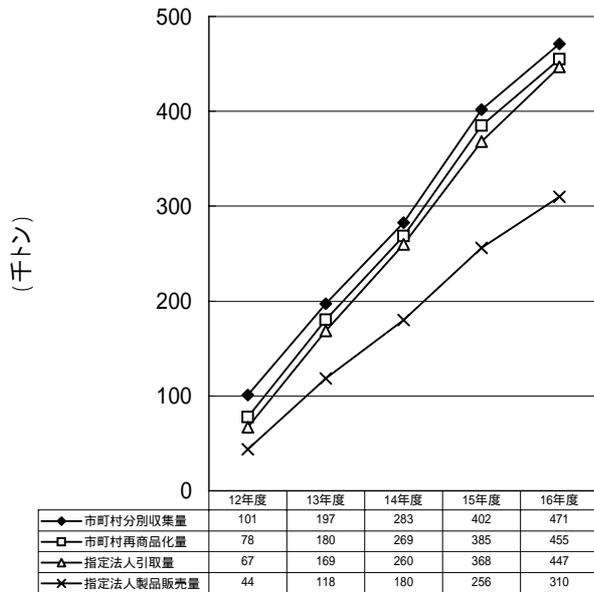


* 18年度以降の再商品化見込量、分別収集計画量は告示予定の数値

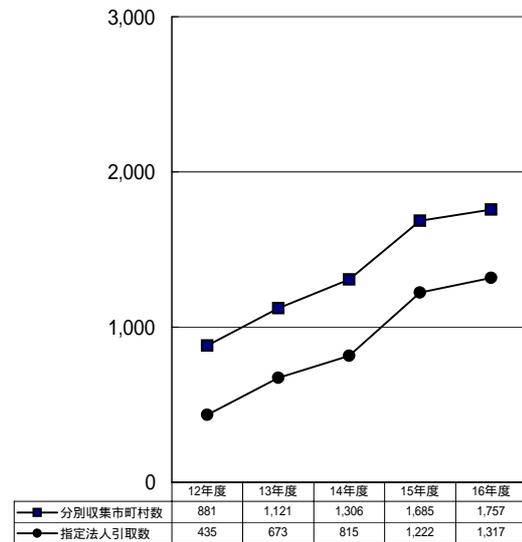
5. プラスチック製容器包装

平成12年度の施行後、毎年10万トン規模で増加している。市町村が分別収集したもののほぼ全量が指定法人ルートで再商品化されている(平成14年度の指定法人ルートの割合は98%)。実施市町村数は多くないが、増加傾向にある。

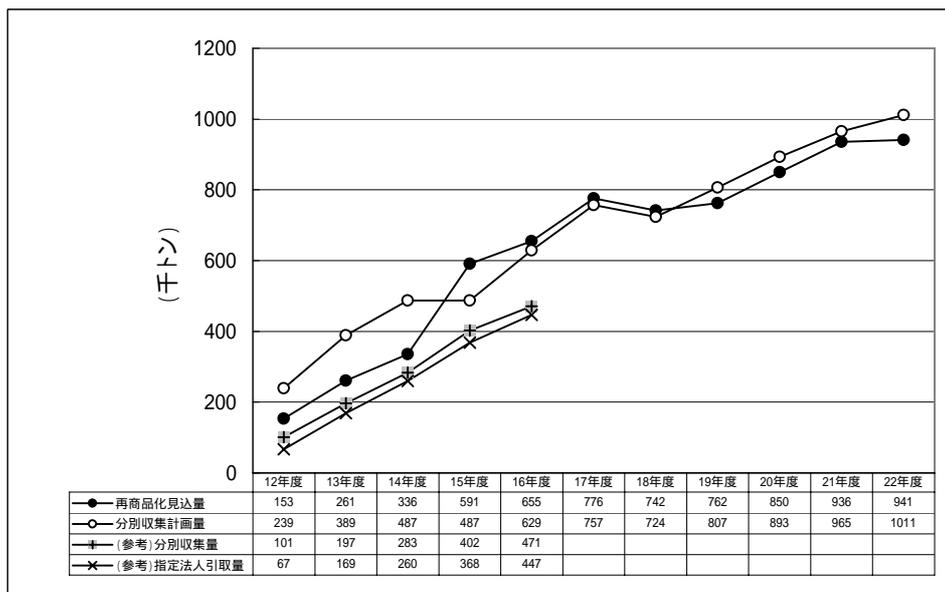
〔再商品化量推移〕



〔実施市町村数推移〕



(参考)再商品化見込量、分別収集量の推移

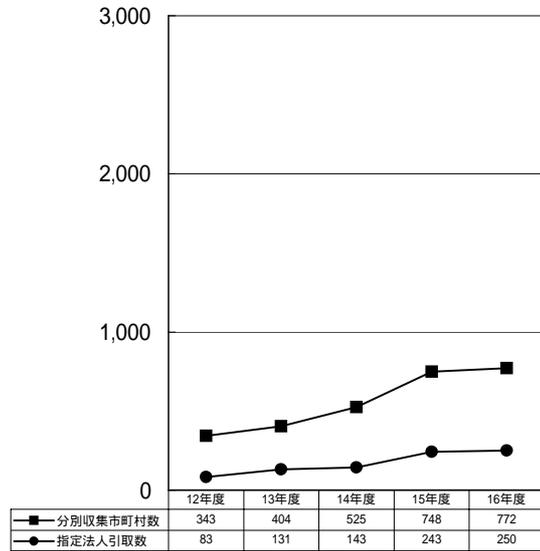
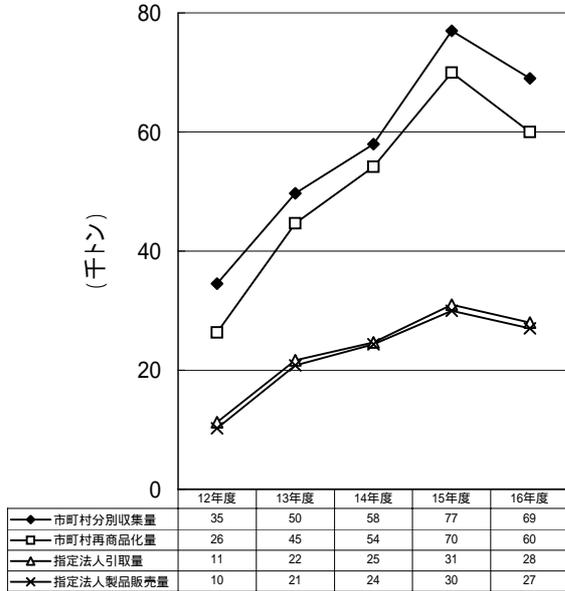


* 18年度以降の再商品化見込量、分別収集計画量は告示予定の数値

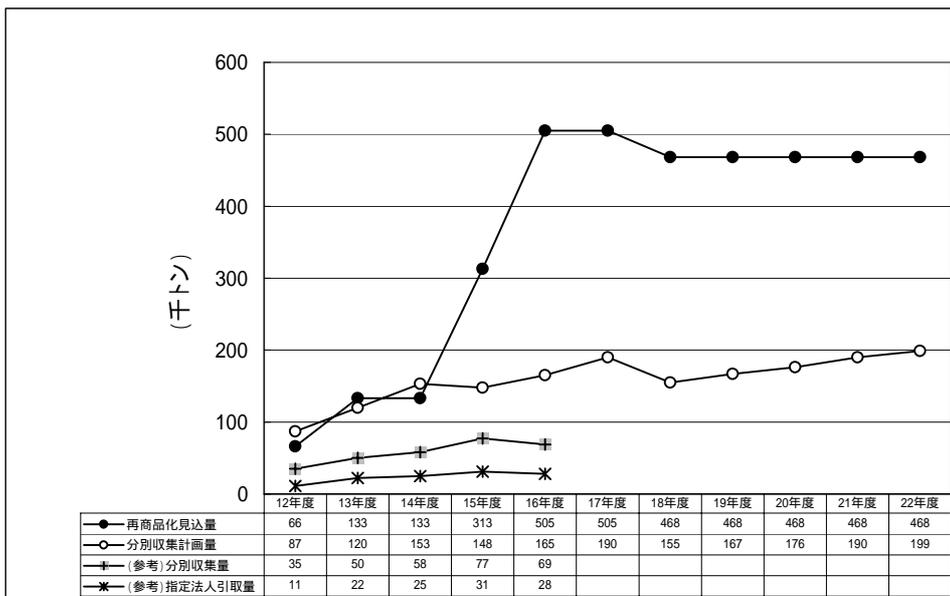
6. 紙製容器包装

分別収集を行っている市町村数、指定法人へ引き渡している市町村数、ともに特定4品目中最も低いが増加傾向にはある。

ガラスびんと同様に、市町村独自再商品化の割合が多い(平成16年度市町村独自再商品化割合は54%)。
 [再商品化量推移] [実施市町村数推移]



(参考)再商品化見込量、分別収集量の推移



* 18年度以降の再商品化見込量、分別収集計画量は告示予定の数値

2.再商品化に係る特定事業者の費用負担等(指定法人ルート)

再商品化実績単価については、再商品化事業者間の入札による競争の影響もあり総じて減少基調にある。

特定事業者の再商品化費用の負担額を見ると、プラスチック製容器包装については、市町村による分別収集量の増加に伴い、大きく増加している。一方、その他の品目は、分別収集量が減少又は伸びが少ないこと、再商品化単価が低下していることなどから、横這い又は減少傾向を示している。

なお、容リ法完全施行時に59,449であった指定法人と再商品化契約を締結した特定事業者の数は、平成16年度には69,648と年々増加している。

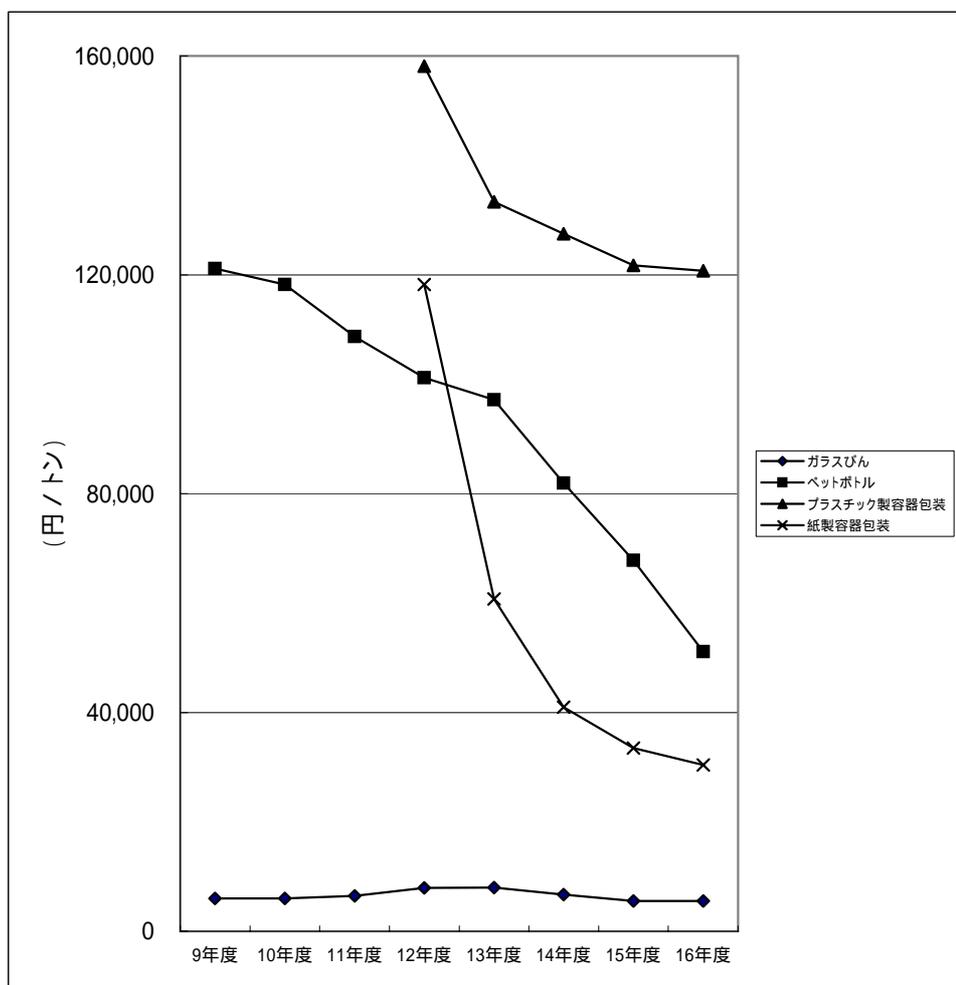
(1)再商品化実績単価

単位:円/トン

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
ガラスびん	5,984	6,039	6,477	7,961	7,978	6,725	5,544	5,550
ペットボトル	121,147	118,197	108,680	101,173	97,157	81,941	67,804	51,143
プラスチック製容器包装				158,147	133,320	127,473	121,740	120,724
紙製容器包装				118,202	60,719	40,950	33,497	30,412

出所:(財)日本容器包装リサイクル協会

注1:再商品化実績単価 = 受託料(特定事業者 + 市町村) / 再商品化製品販売量

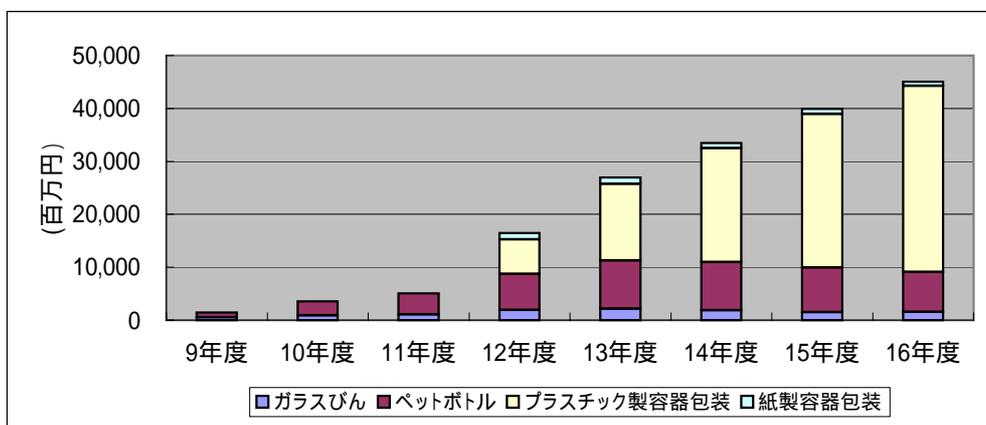


(2) 特定事業者の再商品化費用負担総額

単位:百万円

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
ガラスびん	565	905	1,070	1,901	2,186	1,873	1,523	1,564
ペットボトル	867	2,662	4,021	6,850	9,104	9,096	8,418	7,529
プラスチック製容器包装	-	-	-	6,526	14,486	21,550	29,046	35,198
紙製容器包装	-	-	-	1,170	1,174	925	941	785
合計	1,432	3,567	5,091	16,447	26,950	33,444	39,928	45,076

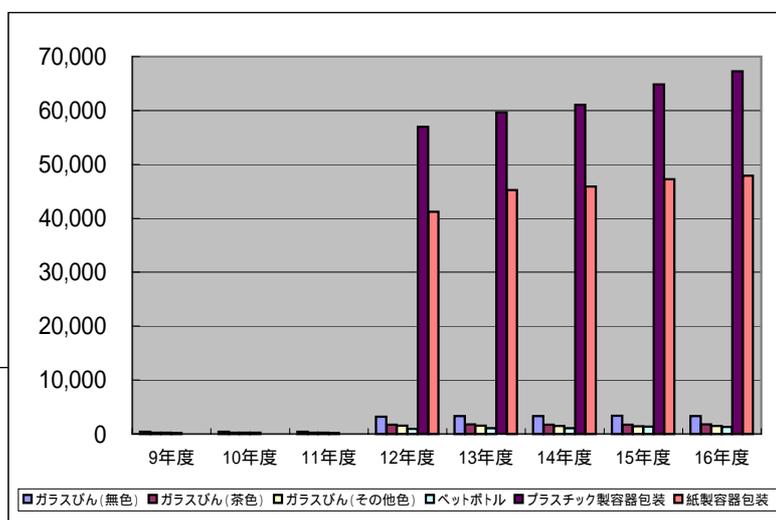
出所:(財)日本容器包装リサイクル協会



(3) 指定法人と再商品化契約を締結した特定事業者数

出所:(財)日本容器包装リサイクル協会

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
ガラスびん(無色)	407	423	420	3,208	3,337	3,325	3,350	3,288
ガラスびん(茶色)	241	241	248	1,722	1,798	1,707	1,714	1,776
ガラスびん(その他色)	209	216	214	1,548	1,552	1,508	1,431	1,467
ペットボトル	198	211	201	962	1,088	1,087	1,377	1,311
プラスチック製容器包装	-	-	-	56,944	59,609	61,067	64,861	67,291
紙製容器包装	-	-	-	41,206	45,262	45,878	47,281	47,927
総数	500	521	519	59,499	62,057	63,595	67,196	69,648



3. 指定法人ルートでの再商品化事業者の動向

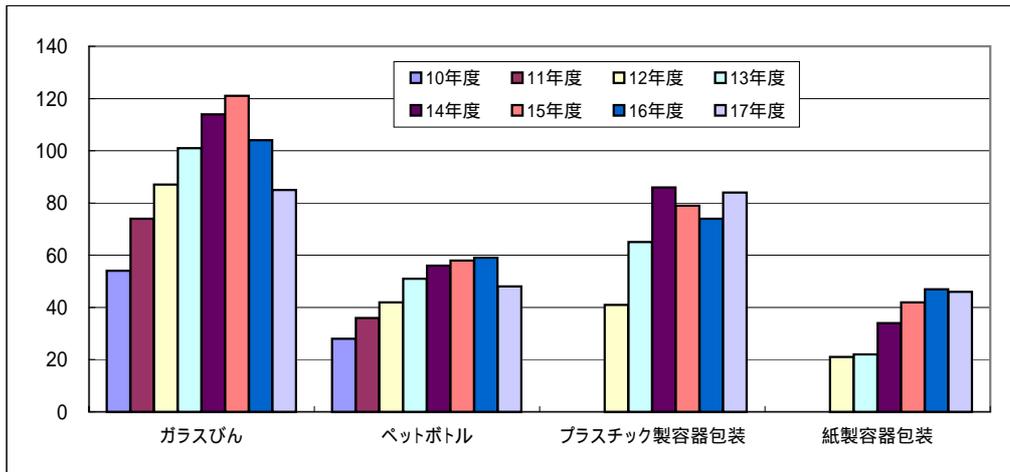
指定法人と契約する再生処理事業者数については、各品目とも制度開始時に比べて増加の傾向を示している。

再商品化落札単価(加重平均)については、再商品化事業者間の入札による競争の影響もあり総じて減少基調にあり、特にPETボトル、紙製容器包装で顕著に減少している。

(1) 指定法人が再商品を委託した再生処理事業者数

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
ガラスびん	39	54	74	87	101	114	121	104	85
ペットボトル	29	28	36	42	51	56	58	59	48
プラスチック製容器包装	-	-	-	41	65	86	79	74	84
紙製容器包装	-	-	-	21	22	34	42	47	46

出所：(財)日本容器包装リサイクル協会

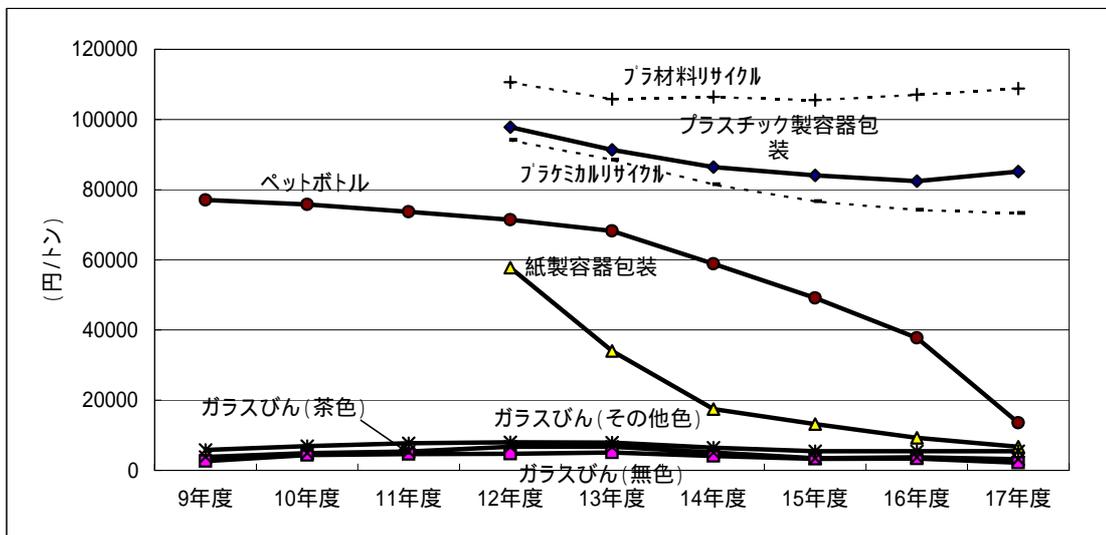


(2) 再商品化落札単価(加重平均)

(単位：円/トン)

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
ガラスびん(無色)	2,600	4,400	4,600	4,700	5,100	4,100	3,300	3,400	2,200
ガラスびん(茶色)	3,800	4,900	5,400	6,700	6,700	5,100	3,500	3,700	3,200
ガラスびん(その他色)	5,800	6,900	7,700	8,000	7,900	6,500	5,500	5,500	5,500
ペットボトル	77,100	75,800	73,700	71,400	68,200	58,900	49,100	37,800	13,600
プラスチック製容器包装				97,800	91,300	86,400	84,100	82,400	85,200
材料リサイクル				110,600	105,800	106,400	105,500	107,100	108,800
ケミカルリサイクル				94,200	88,500	81,500	76,700	74,200	73,300
紙製容器包装				57,800	34,000	17,500	13,200	9,300	6,700

出所：(財)日本容器包装リサイクル協会



4. ガラスびんのリサイクル状況

ガラスびんの生産が減少基調にある中、分別収集されたガラスびんから再商品化されたカレットの利用量はほぼ横這いとなっており、これによりカレット利用率は微増傾向にある。

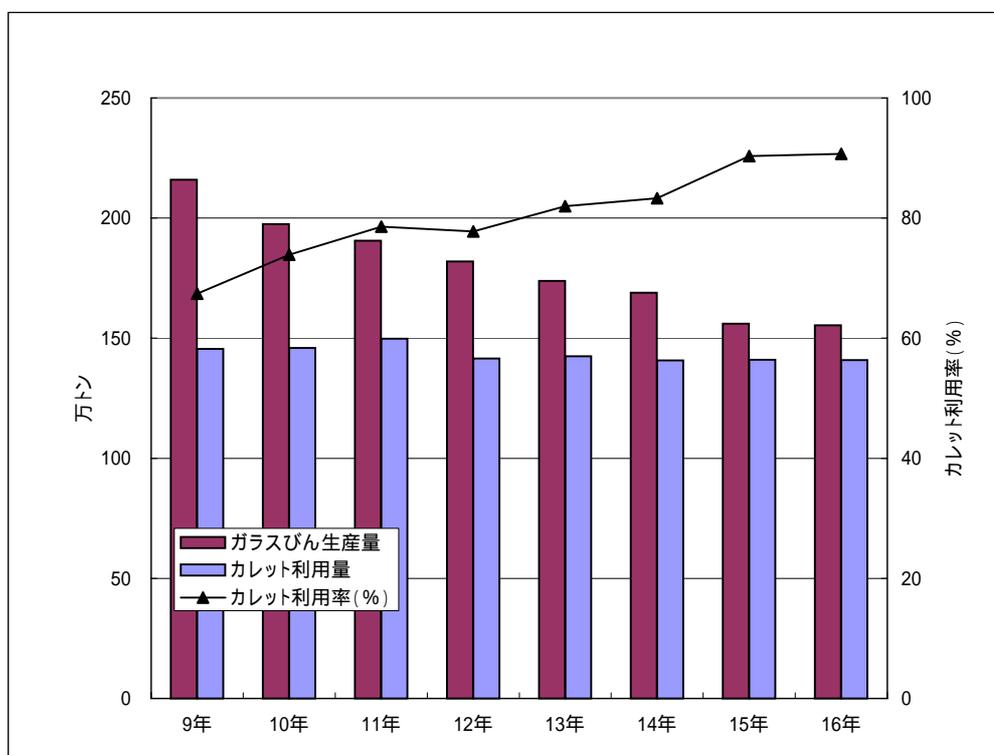
指定法人ルートのカレットの用途については、平成14年度まで減少に転じていたびん原料向けが15年度に回復し、16年度においても増加傾向にある。

(1) ガラスびんの生産量及びカレットの利用量・率

単位：万トン

	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
ガラスびん生産量	216.0	197.5	190.6	182.0	173.8	168.9	156.1	155.4
カレット利用量	145.6	145.9	149.8	141.6	142.5	140.8	141.0	140.9
カレット利用率(%)	67.4	73.9	78.6	77.8	82.0	83.3	90.3	90.7

出所：雑貨統計、日本ガラスびん協会、ガラスびんフォーラム



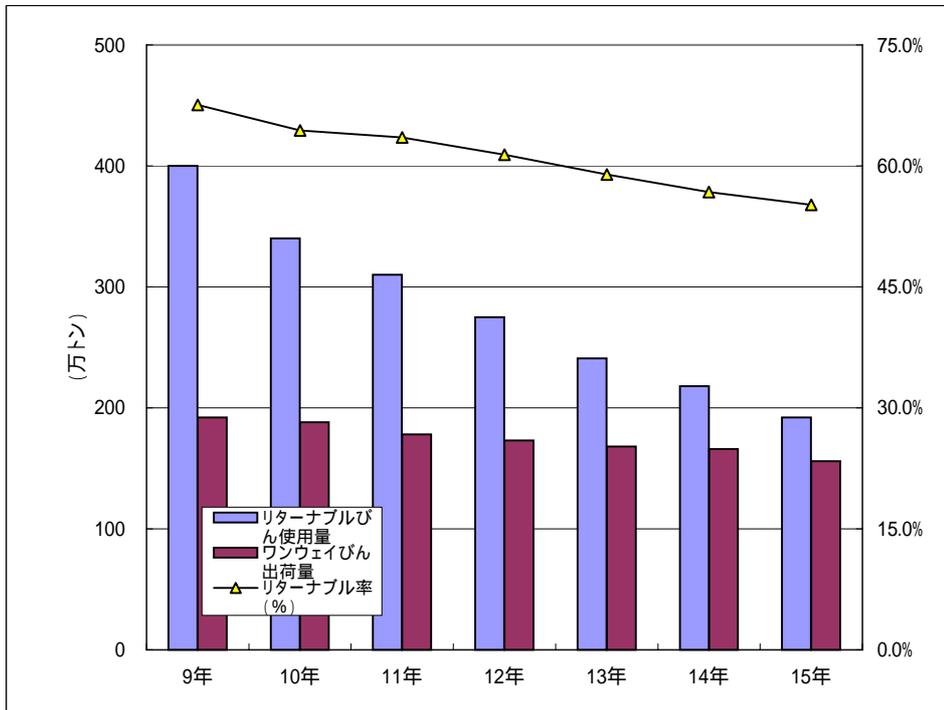
(参考)リターナブル率の推移

単位:万トン

	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
リターナブルびん使用量	400	340	310	275	241	218	192
ワンウェイびん出荷量	192	188	178	173	168	166	156
リターナブル率 (%)	67.6%	64.4%	63.5%	61.4%	58.9%	56.8%	55.2%

出所: ガラスびんリサイクル促進協議会

注: リターナブル率 = リターナブルびん使用量 / (リターナブルびん使用量 + ワンウェイびん出荷量)



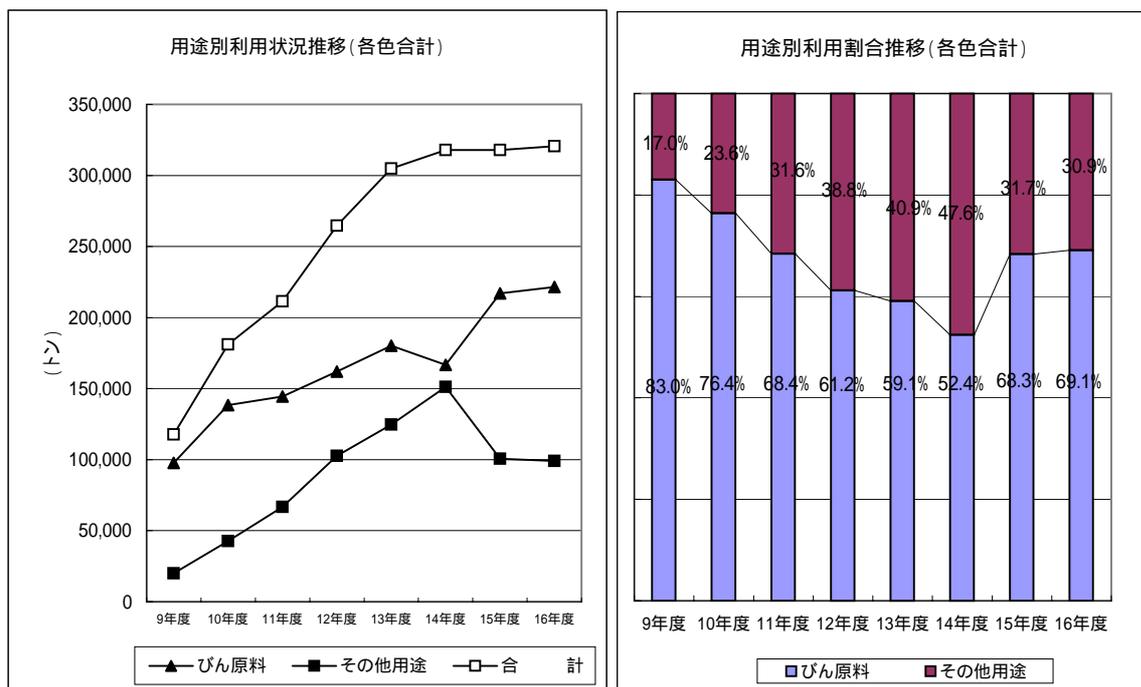
(2) カレットの用途別利用状況(指定法人ルート)

用途別利用状況推移(各色合計)

単位:トン

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
びん原料	97,806	138,383	144,485	161,988	180,083	166,653	217,118	221,449
その他用途	20,005	42,764	66,821	102,700	124,681	151,164	100,648	99,029
合計	117,811	181,147	211,306	264,688	304,764	317,817	317,766	320,478

出所:(財)日本容器包装リサイクル協会



色別「びん原料」利用割合推移

単位:%

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
無色	97.8	99.9	97.9	95.4	96.8	80.4	90.8	90.5
茶色	97.0	96.0	82.9	81.3	71.9	68.0	89.9	90.2
その他色	24.4	22.0	14.6	8.4	5.6	4.2	16.0	20.4

出所:(財)日本容器包装リサイクル協会

5. ペットボトルのリサイクル状況

ペットボトルは、生産量が増加しているものの、分別収集量も着実に増加している。市町村によるペットボトルの収集量は、容リ法による再商品化が開始された平成9年度には生産量の9.8%に過ぎなかったが、平成16年度には、市町村収集量に事業系収集量(ペットボトル推進協議会調べ)を加えた回収率は62.3%まで至っている。

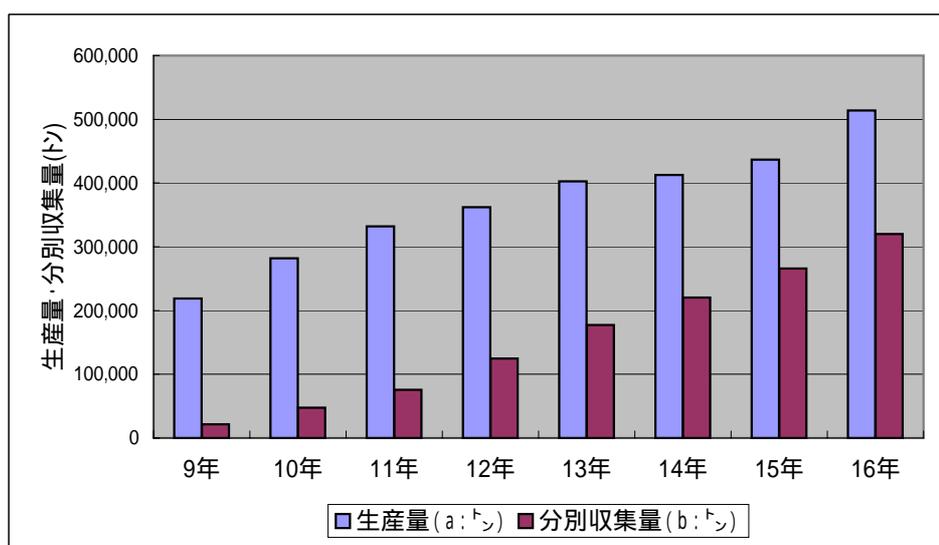
指定法人ルートの再商品化製品用途については、平成15年にBtoB事業者が新規参入した影響もあり、繊維、成型品、その他向けが一次減少となった一方、ボトル向けが大幅に伸びている。また、シート向けについても底堅い需要が続いている。

(1) ペットボトルの生産量と分別収集量の推移

	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
生産量(a:トン)	218,806	281,927	332,202	361,944	402,727	412,565	436,556	513,712
分別収集量(b:トン)	21,361	47,620	75,811	124,873	177,186	220,256	265,753	319,880
市町村収集量(トン)	21,361	47,620	75,811	124,873	161,651	188,194	211,753	238,456
事業系回収量(トン)	-	-	-	-	15,535	32,062	54,000	81,424
回収率(b/a:%)	9.8	16.9	22.8	34.5	44.0	53.4	60.9	62.3

出所：PETボトル協議会、環境省、PETボトルリサイクル推進協議会

事業系回収量はPETボトルリサイクル推進協議会の調査による値(15年の54,000トンは速報値)

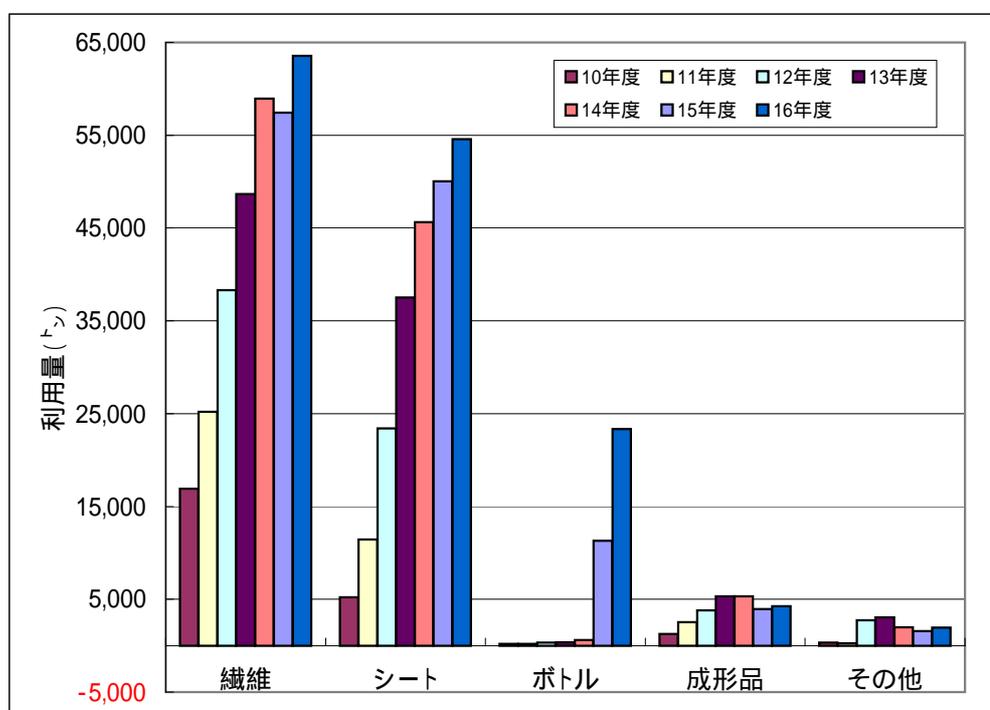


(2)再商品化製品の用途別利用状況(指定法人ルート)

単位:トン

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
繊維	6,077	16,895	25,188	38,317	48,659	58,940	57,445	63,554
シート	1,112	5,218	11,450	23,407	37,510	45,632	50,021	54,589
ボトル	756	211	179	326	381	606	11,312	23,351
成形品	366	1,265	2,530	3,802	5,330	5,314	3,944	4,239
その他	87	320	258	2,723	3,032	1,993	1,576	1,965
合計	8,398	23,909	39,605	68,575	94,912	112,485	124,298	147,698

出所:(財)日本容器包装リサイクル協会



6. プラスチック容器包装再商品化製品の用途別利用状況(指定法人ルート)

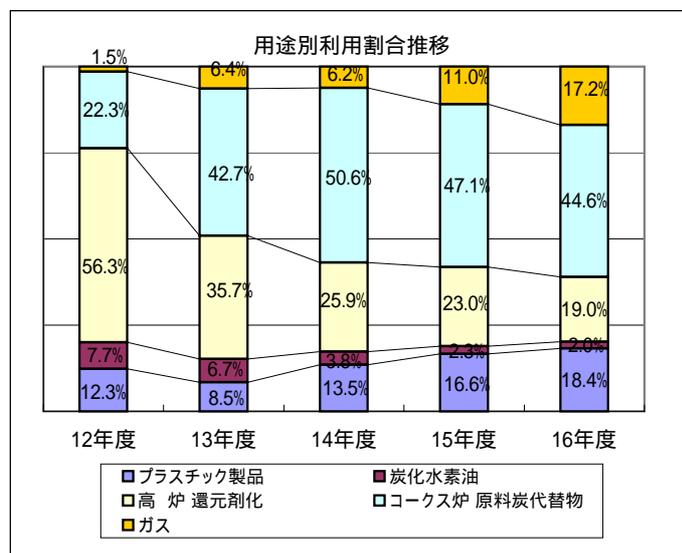
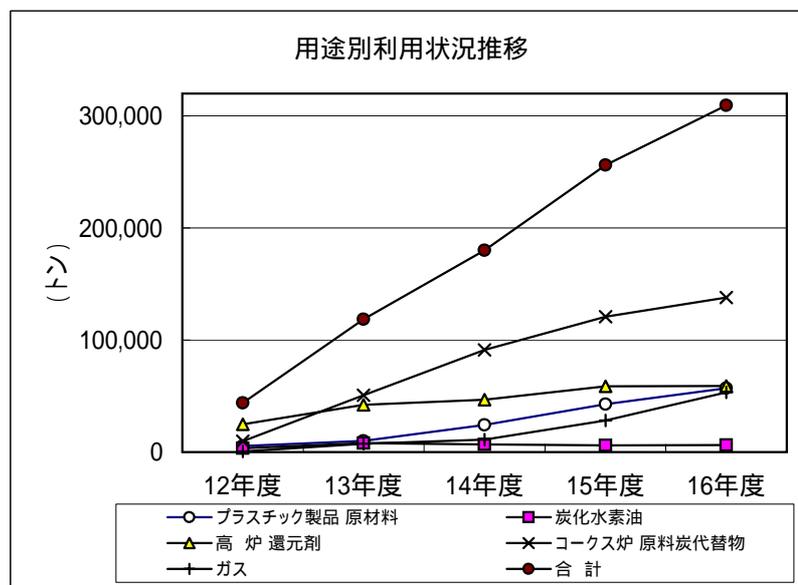
水素及び一酸化炭素を主成分とするガス化の伸び率が目立っており、炭化水素油を除き何れの用途も増加している。

分別収集量の増加に伴い、全体に増加傾向にある。

単位:トン

	プラスチック製品 原材料	炭化水素油	高 炉 還元剤	コークス炉 原料炭代替物	ガス	合 計
12年度	5,402	3,361	24,656	9,771	638	43,830
13年度	10,023	7,981	42,306	50,631	7,529	118,470
14年度	24,347	6,831	46,621	91,175	11,188	180,162
15年度	42,648	5,847	58,811	120,767	28,076	256,150
16年度	57,058	6,246	58,870	137,980	53,203	309,537

出所: (財)日本容器包装リサイクル協会



7. 紙製容器包装再商品化製品の用途別利用状況(指定法人ルート)

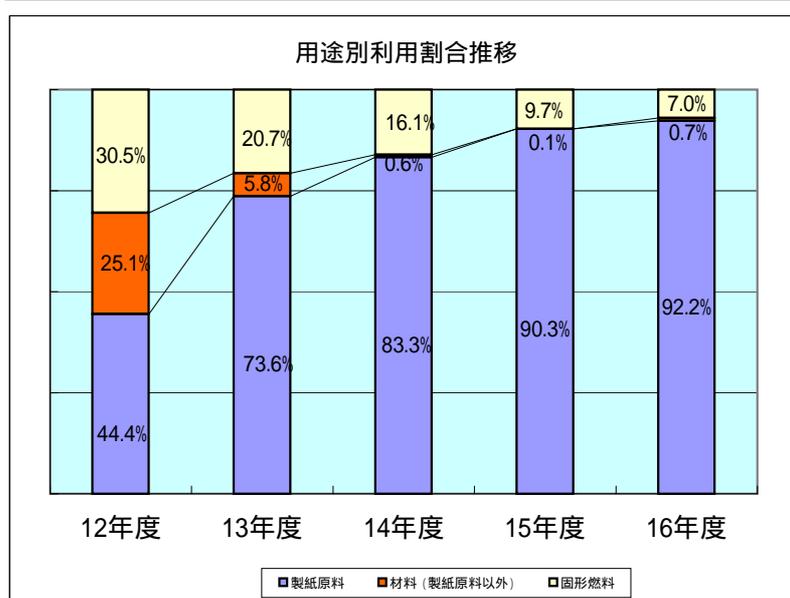
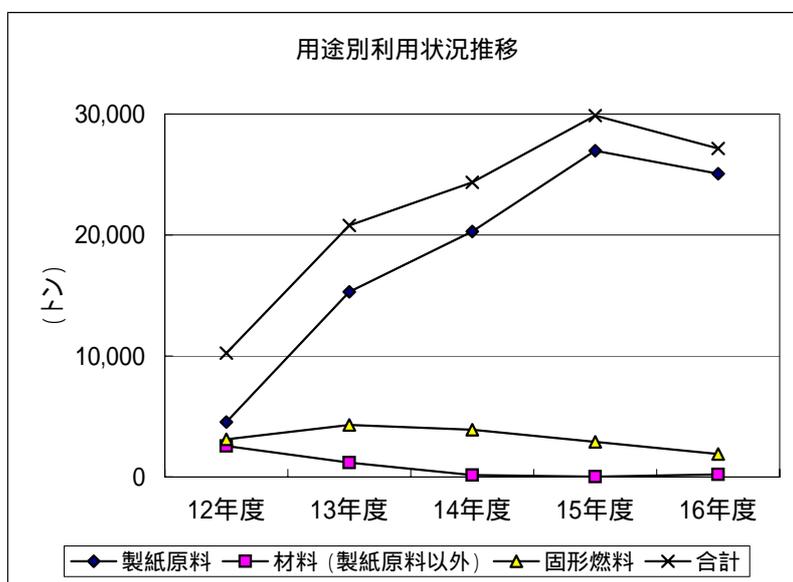
製紙原料以外の材料向け及び固形燃料向けが減少基調にある一方、製紙原料向けが一貫して増加を続けている。

これにより、平成12年に44%であった製紙原料向けの割合が、平成16年度には92%となり、再商品化用途の大宗を占めることとなった。

単位:トン

	製紙原料	材料 (製紙原料以外)	固形燃料	合計
12年度	4,546	2,566	3,118	10,230
13年度	15,301	1,196	4,295	20,793
14年度	20,284	157	3,917	24,358
15年度	26,969	15	2,897	29,881
16年度	25,053	203	1,907	27,163

出所:(財)日本容器包装リサイクル協会



容器包装リサイクル法の評価・検討に関する審議状況

容器包装リサイクル法については、法律の附則により、法施行後10年を経過した後に必要な検討を行うこととされており、これを受け、廃棄物リサイクル小委員会 容器包装リサイクルワーキンググループにおいて容器包装リサイクル法の評価・検討に関する議論を行っているところである。本年6月には中間取りまとめを行い、容器包装の3Rを促進するための施策の方向性についてまとめている。こうした中間とりまとめについて、7月にはパブリックコメントを実施し、2,245件の意見提出があった。

現在、更に具体的な制度のあり方などについて審議を行っているところであり、本年中を目途にとりまとめを予定しているところである。

< 審議状況 >

廃棄物リサイクル小委員会

平成16年 容器包装リサイクル法の評価・検討に関する審議を開始する
5月27日 ことについて承認。

容器包装リサイクルワーキンググループ

8月4日 評価・検討に関する審議開始。

産業構造審議会・中央環境審議会合同による関係者ヒアリング

< ヒアリング団体等 >

8月31日 (財)日本容器包装リサイクル協会
(社)全国都市清掃会議
名古屋市
立川市

9月28日 豊科町
アルミ缶リサイクル協会
スチール缶リサイクル協会資料
段ボールリサイクル協議会
ガラスびんリサイクル促進協議会資料

- 10月14日 慶應義塾大学 経済学部 山口光恒教授
 全国牛乳容器環境協議会資料
 PET ボトルリサイクル推進協議会資料
 紙製容器包装リサイクル推進協議会資料
 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会資料
- 10月21日 国際連合大学 安井至 副学長
 筑波大学附属小学校 勝田 映子 教諭
 日本チェーンストア協会
 オール・ウエスト・リサイクル株式会社
 株式会社広島リサイクルセンター
- 11月11日 JFE スチール(株)
 福井環境事業(株)
 福田三商(株)
 日本廃棄物団体連合会
- 12月 2日 FoE Japan
 全国牛乳パックの再利用を考える連絡会
 全国生活学校連絡協議会
 びん再使用ネットワーク

容器包装リサイクルワーキンググループ

- 平成17年 容器包装リサイクル制度に係る論点整理
 1月26日 (中環審と合同開催)
- 2月28日 容器包装リサイクル制度見直しの基本的考え方
 排出抑制及び再使用
- 3月17日 再商品化手法のあり方及び再商品化製品の販路拡大について
 再商品化義務量のあり方について
 再商品化に適した容器包装の設計、素材選択について
- 3月29日 市町村及び事業者の責任範囲について
 店頭回収・集団回収の位置づけについて
 分別基準適合物の品質向上について
- 4月 8日 個別論点について

- 4月21日 容器包装リサイクル制度の評価と見直しの考え方
役割分担や主体間連携の考え方
プラスチック製容器包装の再商品化手法のあり方について
分別基準適合物の品質向上
- 5月19日 プラスチック製容器包装の再商品化手法のあり方について
分別基準適合物の品質向上について
リデュース・リユースについて
個別論点について
- 5月29日 個別論点について
分別収集から再商品化にいたるプロセスの役割分担と主体間
連携について
これまでの議論の整理
- 5月30日 容器包装リサイクル法の見直しに関する論点について
(中央環境審議会と合同開催)
- 6月9日 「中間取りまとめ」に向けたたたき台
- 6月16日 容器包装リサイクル制度の評価・検討に関する中間取りまと
め(案)

パブリックコメント

- ・ 意見募集対象：中間取りまとめ
- ・ 意見募集期間：平成17年7月1日～8月1日
- ・ 意見提出総数：2,245件

容器包装リサイクルワーキンググループ

- 9月20日 中間取りまとめに対して寄せられた意見の概要
再商品化手法について
- 10月6日 容器包装リサイクル法の役割分担と義務者の考え方について

容器包装リサイクル法の見直しの論点

～ 1月26日産構審・中環審合同審議資料～

関係者ヒアリングを踏まえた容器包装リサイクル制度見直しの主な論点

容器包装リサイクル法の評価と見直しの基本的方向

個別課題

- 1 排出抑制及び再使用
 - 排出抑制のために各主体が果たすべき役割
 - リターナブル容器の利用促進
 - その他の排出抑制策

- 2 分別収集
 - 市町村及び事業者の責任範囲
 - 分別基準適合物の品質向上
 - 店頭回収や集団回収の位置付け

- 3 再商品化
 - 再商品化手法（特にプラスチック製容器包装）
 - 再商品化製品の販路拡大
 - 再商品化義務量のあり方
 - 再商品化に適した容器包装の設計、素材選択

- 4 その他
 - 容器包装の範囲
 - 事業系容器包装廃棄物の取扱
 - 紙製容器包装の取扱
 - 小規模事業者の適用除外
 - ただ乗り事業者対策
 - 指定法人のあり方
 - 容器包装廃棄物の輸出の位置付け
 - 識別表示のあり方
 - 普及啓発・環境教育

容器包装リサイクルWG 中間取りまとめ（概要）

第1章 容器包装リサイクル法の評価

1. これまでの評価

(1) 容器包装リサイクル法の制定時における課題への対応

容器包装リサイクル法の施行により、分別収集が加速され、最終処分場の残余年数の増加（H7：8.5年 H14：13.1年）に貢献した。

(2) 市民意識の向上

日々の分別排出習慣の定着を通じて、市民の環境意識の向上にも寄与をしている。

2. 今後の課題

(1) 最終処分場制約への対応

(2) 更なる資源の有効利用の必要性

(3) 市民の環境意識の向上

(4) 社会的コストの低減の必要性

第2章 容器包装リサイクル制度の見直し

1. 主要な観点

一般廃棄物最終処分場の制約：量的観点の重要性

引き続き容器包装のリサイクルなどを通じて、一般廃棄物処分場の制約緩和に貢献する。

資源の有効利用：質的観点の重要性

資源の有効利用のためには、リサイクルに回される量だけではなく、「質」の向上も必要不可欠。

市民の環境意識の向上：行動変革の重要性。

市民に分別排出への参加を通じた環境意識向上の機会を提供。

2. 見直しの基本的考え方

目的

循環型社会作りを推進し、資源の有効利用を最大化し、環境負荷の少ない社会を目指すこと。そのために最適なシステムを選択すること。

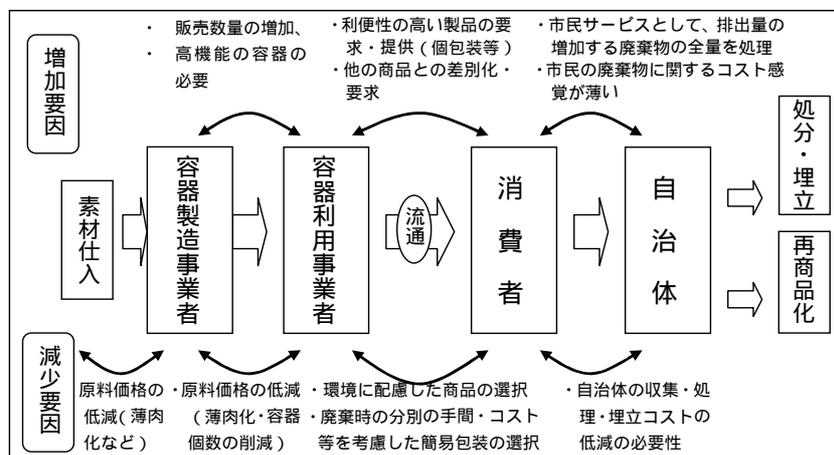
考慮すべき事項

- ・ 容器包装に関係する全ての主体に対して容器包装の3Rを促す制度
- ・ 社会全体のコストが低減されるものであること。
- ・ 市民に分かりやすく市民に環境配慮の意識の向上を促す制度であること
- ・ 各主体が様々な創意工夫や連携を行うことが可能な制度であること

第3章 具体的な見直しの方向性

1. リデュース・リユースの推進

効率的なリデュース・リユースを図るため、特定の主体だけではなく、事業者、市民・消費者、自治体のそれぞれに容器包装の使用削減を促す施策を行う。



(1) 事業者にリデュース・リユースを求めるために以下の取組を検討

事業者の取組を進めるために、容器包装のリデュース・リユースのために、自主的な削減計画の策定や法律に基づく計画、行政による容器包装の削減のガイドライン、主務省庁への取組の報告制度の導入などについて検討。

(2) 自治体にリデュース・リユースを求めるために以下の取組を検討

自治体における容器包装廃棄物のリデュースのベストプラクティスを広めることや、住民一人当たりの排出量の削減計画や排出目標、公的施設などでのリデュース・リユースの率先実施などについて検討。

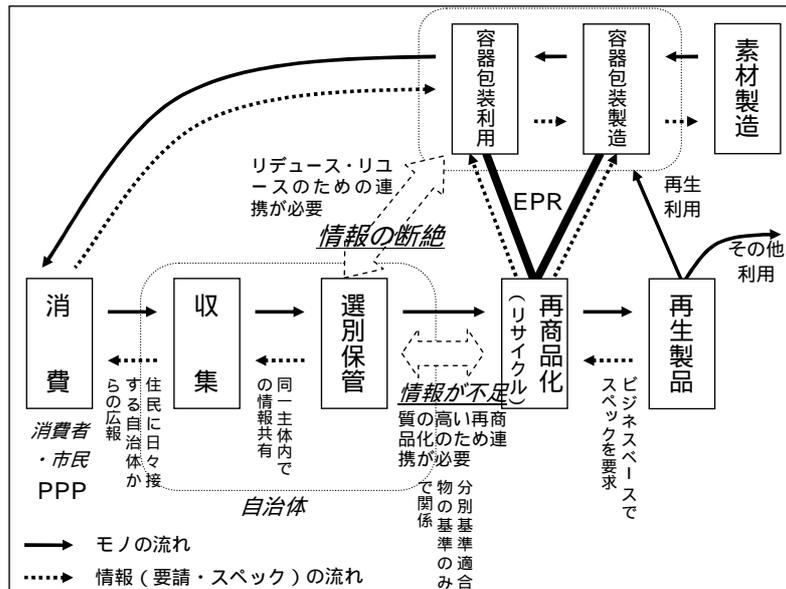
(3) その他の仕組み

- ・ 自主回収認定の要件の見直し。
- ・ レジ袋削減に関する取組：事業者の努力などを後押しし、有料化などを通じて削減する方策について検討。

2. 分別収集から再商品化に至るプロセスの高度化

(1) リサイクルの質的向上などに向けた方策

現在の容器包装リサイクル法は、ペットボトルのリサイクル率がほぼゼロから61%に上昇するなど、リサイクルの量的な促進の面では大きく前進したが、今後、更にリサイクルの質の向上やリデュース・リユースを目指す観点からは、役割の見直しも必要ではないかと考えられる。消費者・自治体・事業者の3者が連携し、質の向上などの方向に向けた取組を強く指向するような仕組みが必要。この際に、相互の連携に努めるサプライチェーン的考え方が重要。

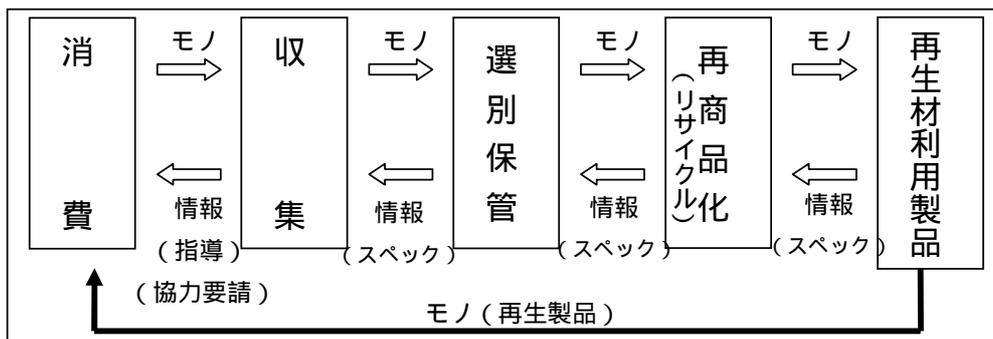


(2) 新たな役割分担の考え方

容器包装リサイクル法のこれまでの成果の上に立ち、従来の役割分担では達成できなかった主体間の連携を促す仕組み作りを促すことが必要。

- ・ 自治体：自治体が、公衆衛生・住民サービス等の観点から、使用済容器包装の分別収集・選別保管に対して果たすべき役割については引き続き存在する。
- ・ 事業者：使用済容器包装の分別収集・選別保管のうち、公衆衛生等の観点を超え資源有効利用に必要と考えられる分に関して一定の役割を果たすべき。

< リサイクル過程におけるサプライチェーン管理 >



< 新たな役割分担を考えるに当たっての前提 >

上記のような役割分担を考えるに当たっては、自治体の自治体の清掃部門の公会計が、企業会計の観点も踏まえて事業会計として整備され、コストの内訳が明確化・透明化された上で、新たな役割分担がリサイクルの質の向上等の効果が期待できるものである必要がある。

(3) 回収ルートが多様化

住民のリサイクルの機会の確保などのために、店頭回収や集団回収などを容器包装リサイクル法の回収ルートとして位置づけることを検討。

3．再商品化手法の合理化・高度化

容器包装に係る資源の有効利用を最大化する観点から、マテリアルリサイクルの質の向上や残渣の有効利用、再商品化能力の確保に対応する必要がある。

- ・ 再商品化手法の多様化（新たなガス化手法、燃料化等）
- ・ 入札手法の検討
- ・ 再商品化製品の品質基準の検討
- ・ プラスチック製容器包装の再商品化に適した新たな分別区分の検討

4．その他

ただ乗り事業者対策のために、現在50万円以下となっている罰則の強化を検討。